

別表（第7条関係）

体育館使用料

1 基本施設使用料

(1) アリーナ専用使用料

| 使用区分 | | | 使用単位 | 使用料 | |
|---------|------------------------|-------------|--------------|---------|---------|
| | | | 午前9時から午後9時まで | | |
| 全面使用 | アマチュアスポーツを目的とする行事である場合 | 入場料を徴収しない場合 | 1時間 | 1,080円 | |
| | | 入場料を徴収する場合 | 1時間 | 2,160円 | |
| | その他の行事である場合 | 入場料を徴収しない場合 | 営利を目的としない場合 | 1時間 | 4,320円 |
| | | | 営利を目的とする場合 | 1時間 | 21,600円 |
| | | 入場料を徴収する場合 | 営利を目的としない場合 | 1時間 | 10,800円 |
| | | | 営利を目的とする場合 | 1時間 | 21,600円 |
| 2分の1面使用 | アマチュアスポーツを目的とする行事である場合 | | 1時間 | 540円 | |
| | その他の行事である場合 | 営利を目的としない場合 | 1時間 | 2,160円 | |
| | | 営利を目的とする場合 | 1時間 | 10,800円 | |

備考

- 1 個人で使用する者が新地町に住所又は勤務若しくは通学先を有しない者であるときは、当該使用料の額の2分の1に相当する額を加算した額とする。（以下、(2)及び2の表において同じ。）
- 2 団体で使用する者が新地町にその本拠地を有しない者であるときは、当該使用料の2分の1に相当する額を加算した額とする。（以下、2及び3の表において同じ。）
- 3 中学生以下が使用する場合の使用料は、この表に定める額の2分の1とする。（以下、(2)及び3の表において同じ。）
- 4 午前9時前又は午後9時後の使用に係る使用料は、1時間につき、使用料の額の4分の1に相当する額を加算した額とする。
- 5 専用使用とは、施設を団体で専用して使用することをいい、個人使用とは、専用使用以外のもので、4名以内の個人が4分の1面を超えないで使用するをいう。
- 6 「入場料を徴収する場合」とは、入場料、会費、会場整理費等、その名称のいかんを問わず入場することに関し入場の対価を必要とする場合、その他これに類する取り扱いがなされる場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、その他の場合をいう。
- 7 アリーナの4分の1面を使用する場合の使用料は、2分の1面使用時の額の2分の1とする。（以下、3の表において同じ。）
- 8 使用者の使用時間は、準備から原状回復までを含むものとし、その時間が1時間に満たない場合は、これを1時間とする。（以下、(2)、2及び3の表において同じ。）
- 9 この表に基づいて算出した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り下げる。（以下、(2)、2及び3の表において同じ。）

(2) アリーナ個人使用料

| 使用単位 | 使用料 | |
|------|------------|------------|
| | 午前9時から午後5時 | 午後5時から午後9時 |
| 1時間 | 100円 | 160円 |

2 附属施設及び設備使用料

| 使用区分 | 使用単位 | 使用料 |
|---------|------|------|
| 会議室 | 1時間 | 430円 |
| トレーニング室 | 1時間 | 100円 |
| 放送室 | 1時間 | 100円 |

| | | | |
|-------|-----|------------|--------|
| 放送設備 | | 1 時間 | 210円 |
| 得点表示板 | | 1 時間 (1 組) | 210円 |
| 暖房 | 会議室 | 1 時間 | 100円 |
| | 観覧席 | 1 時間 | 1,080円 |
| 冷房 | 会議室 | 1 時間 | 100円 |
| | 放送室 | 1 時間 | 100円 |

3 アリーナ照明設備使用料

| 使用区分 | | 使用単位 | 使用料 |
|---------|--------|------|--------|
| 全面使用 | 全点灯 | 1 時間 | 2,160円 |
| | 2分の1点灯 | 1 時間 | 1,080円 |
| 2分の1面使用 | 全点灯 | 1 時間 | 1,080円 |
| | 2分の1点灯 | 1 時間 | 540円 |

備考

- 1 使用者が、アマチュアスポーツを目的とする行事で入場料を徴収しない場合の照明設備使用料の額は、当該使用料の2分の1に相当する額とする。
- 2 個人使用の場合の照明設備使用料は、無料とする。